

第一種フロン類充填回収業者 廃業届出の手引

◎ 廃業等があった場合、30日以内に届け出る必要があります。

◎ 廃業等の届出が必要となる事項とその届出者

廃業等の届出が必要となる事項	届出者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合（※1）	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合（※2）	第一種フロン類充填回収業者であった個人又は第一種フロン類充填回収業者であった法人を代表する役員

※1 吸収合併により、既存の第一種フロン類充填回収業者が消滅し、新規に充填回収業を行う（法人事業者の登録を受けていない）事業者が吸収される場合は、消滅した第一種フロン類充填回収業者の廃業届出を提出した上で、吸収した事業者が新規登録を行ってください。

※2 個人事業者が法人となった場合は、個人事業者登録の廃業届出を提出した上で、法人事業者として新規登録を行ってください。

◎ 廃業届出に必要な書類

- 廃業届出書（様式1）（記入例は2ページを御参照ください。）
- 廃業した年度における充填回収量報告書

◎ 届出部数

- 環境課へ届け出る場合 1部
 - 保健福祉事務所へ届出する場合 2部（充填回収量報告書は1部で可）
- ※ 届出者の控えが必要な場合は、届出者において別途御準備ください。（控えは写しで可。ただし2部とも押印）
控えについては届出受付後に届出者控えとして返却いたします。

◎ 届出時期

廃業等があった日から30日以内

◎ お問合せ先及び届出窓口について

- ・佐賀県 県民環境部 環境課 大気・水質担当
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 TEL:0952-25-7774
- ・佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課
〒849-8585 佐賀市八丁畷町1-20 TEL:0952-30-1907
- ・鳥栖保健福祉事務所 環境保全課
〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 TEL:0942-83-6820
- ・唐津保健福祉事務所 環境保全課
〒847-0012 唐津市大名小路3-1 TEL:0955-73-1179
- ・伊万里保健福祉事務所 環境保全課
〒848-0041 伊万里市新天町坂口122-4 TEL:0955-23-2103
- ・杵藤保健福祉事務所 環境保全課
〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 TEL:0954-23-3506

※ 県外等の遠隔地から届出を行う場合は、郵送（県庁環境課あて）にて申請を受け付けています。

記入例(廃業届出書)

様式1

第一種フロン類充填回収業者廃業等届出書

年 4月 1日

佐賀県知事

殿

届出者 本社・本店の情報を記入し、押印する。 ・法人の場合 氏名：法人名及び代表者名 印：代表者印 ・個人の場合 氏名：申請者名 印：個人の印	(郵便番号) 840-8570 住 所 佐賀市城内一丁目1番59号 氏 名 株式会社 佐賀サービス 代表取締役 佐賀 花子 (印) (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0952-25-7774
--	---

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項の規定により、第一種フロン類充填回収業者の廃業について、次のとおり届け出ます。

廃業した登録業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名	株式会社佐賀サービス 代表取締役 佐賀 花子
登 録 番 号	41-1-999
廃 業 の 理 由	法人の解散による
登録業者と届出者の関係	登録業者の代表者

「廃業しようとする登録業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」、「登録番号」、「廃業の理由」及び「登録業者と届出者の関係」を記載すること。

個人情報の取り扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム<http://www.pref.saga.lg.jp/ktji0319144/index.htm>」に従い、取り扱うこととしております。

但し、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。